

# 近畿消化器内視鏡技師会

会員の皆様へお知らせとお願いです。

当技師会では下記のように著作権を定めております。

また、過去に当技師会での発表論文に関しましても、下記のように取り扱いさせていただきますのでご理解いただきますようお願い申し上げます。

著作権について （平成 23 年 7 月 告知）

## 著作権・著作権について

演題申込時の抄録ならびに論文集原稿の著作権は、近畿消化器内視鏡技師会に移譲されるものとします。

これには、抄録集の作成と配布、論文集の作成と配布、およびこのいずれかを全体として将来再利用し、配布することが含まれます。

著作権は著者に帰属し、ウェブ上で公開することについても著者の承諾を得たものとします。

## 発行済み学会誌に掲載された論文等の取り扱い

論文等の著作権(著作権法27条 翻訳権、翻案権等、28条 二次的著作物の利用に関する原作者の権利)は、当会に帰属させていただきます。

当会は、当該論文等の全部または一部を、当会ホームページ、当会が認めたネットワーク媒体、その他の媒体において任意の言語で掲載、出版(電子出版を含む)出来るものとします。この場合、必要により当該論文の抄録等を作成して付すことがあります。